

議会運営委員会会議録

平成28年8月2日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:14

案 件

- 1 請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願
- 2 議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の活用について
- 3 議会インターネット中継にかかる要綱等の整備について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」を議題といたします。

本日は、前回の委員会での決定に基づき、紹介議員に説明のため、出席をお願いいたしております。それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。永末雄大議員。

○永末議員

請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願につきまして、紹介議員として一言説明させていただきます。この要旨の部分、読み上げさせていただきます。

「平成27年12月18日に開催されました飯塚市議会12月定例会の最終本会議において上程された議員提出議案第16号『飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例』が可決されたことにより、その根幹を成す資産公開制度は廃止され、今年4月1日から特別職3役と議員の資産は公開されなくなりました。

この事実は十分な説明を受けていない市民にとって、到底納得できるものではありません。よって、1. 飯塚市議会は、特別職3役の副市長、上下水道事業管理者、教育長に対して、旧条例のとおり資産報告書の提出義務等を課すよう、市長に提言すること。2. 飯塚市議会は、旧条例のとおり議員自らに資産報告書の提出義務等を課し、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにすること。3. 万が一、飯塚市議会が市民の切望する資産公開制度の復活を拒絶し、この請願を前回同様に不採択とした場合には、条例改正についての「住民説明会」を下記のとおり開催すること。●飯塚市議会が主催して開催すること。●本請願の不採択から3ヶ月以内に開催すること。※市民への説明責任を果たすべき市議会の責務として「住民説明会」開催の日時及び場所については、市議会において決定し、広く市民に広告されますようお願いいたします。」というふうに要旨のほうはございます。

こちらの請願に関しましては、前回、3月議会のほうでも審議をしていただきました。残念ながら否決になっておりますが、その請願とはプラスとして加えまして、住民説明会の要望等も上がっておりますので、この請願の紹介議員として、今回この請願を上げさせていただきます。以上で終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。永末議員、本日はお忙しいところありがとうございました。

(紹介議員退席)

次に、全般について質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上です。請願第7号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例に関する請願は3項目と、今紹介議員から説明がありましたとおりです。それで、この請願を議会がどう受け止めるかという問題がまずあるかと思うんですけども、この請願、よく読むと、現在の改正後の飯塚市政治倫理条例の最初の根幹部分、1条と2条について

は肯定しているわけですね。つまり、第1条は目的ですけれども、第2条は市長等及び議員の責務です。この一番大事な2点については肯定し、前提とした上で、この3項目を求めているんですけれども、請願者の趣旨は、この現在の政治倫理条例、1、2を前提、根幹に据えるならば、請願の趣旨の1、2、3は当然なされるべきであるという論理に立っていると思います。それは、一言に言って旧条例のとおりに戻すべきだと。資産報告制度を、ということになってると思います。つまり私が言いたいことは、この改正後の政治倫理条例の目的、成り立ちのそのものの中に、この資産報告制度を要求する力が元々あるということをお願いわけですね。そこで、この第1条を読み上げて第1問目を行いたいんですけれども、目的、第1条、「この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による市(市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、若しくは拠出している法人を含む。以下「市」という。)への影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任にこたえ、併せて市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」市長等及び議員の責務が、第2条で書かれています。「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。」この特に第2条については、請願項目の2番目の中で「飯塚市議会は旧条例のとおり、議員みずから資産報告書の提出義務等を課し」と、このことによって、次の文章が来るんですけれども、「市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対してみずから進んでその高潔性を明らかにすること」と、つまり、資産報告書の提出義務を復活させて、そのことによって第2条で求める責務、ここにおられる多くの方が、同意すると思われるこの第2条、その実現を、資産報告書の提出義務を課すことによって、実現しようではないかという請願なんだろうと思います。以上、述べた上で、まず最初の質問ですけれども、第1項目にかかわるんですけれども、市議会は市長に対して、特別職三役に対して、資産報告の提出義務を課すよう議会は市長に提言するという事になっているんですね。提言するとなっております。この請願は、既に上程されて久しいわけだけでも、市のほうとしては、市長としては議会の提言を待つまでもなく、特別職三役について、資産報告書の提出義務を課す考えがないのかお尋ねをします。

○総務部長

まず市長につきましては、資産報告及び公開についての法的な義務付けがございましたので、3月議会で提案させていただいて、規定をさせていただきました。それ以外の特別職三役につきましても市長のほうで公開に向けては調整するという事でお答えしておるというふうに記憶しております。特別職を含む資産報告および公開等の内容につきましては、どのような形で規定をしていくか、十分に検証することを必要がございますので、検討組織を立ち上げるなど行いまして、政治倫理審査会からの意見も提出されておりますので、そういった内容も踏まえたところで、条例の制定に向けて準備を進めているところでございます。

○川上委員

3月議会以来どのような調整と言われましたけれども、具体的にどういうことを行っているのか、日程的なことも含めてお尋ねします。

○総務部長

日程的なもの、いついつその会議を開いたということではございません。通常の業務の中でしておりますが、まずその条例を、今政治倫理条例が改正になっておりますので、それから、市長は別に資産公開の条例をしております。どちらのほうで、切り離してするか一緒に協議させていただくかというところで、まだいろいろな他団体の状況等を今調査をしているという状況でございます。

○川上委員

ということは、議会がこの請願第7号の1項目め、採択してね、かつ市議会が市長に対してこの趣旨の提言を行って、何か困ることがありますか。

○総務部長

採択されたらという前提でしようが、先ほどご答弁申し上げましたように、特別職三役については、資産報告をする形で今検討を重ねておりますので、特に不都合等はないかというふうに思います。

○川上委員

執行部としては不都合がないということですね。それから、背中を押す意味で、二、三、聞きますけれども、この副市長、水道事業管理者、教育長が資産報告制度を課されなければならないくらい大きな権限を持っているということなんだけども、これを確認しておきたいと思うんですね。財務にかかわって市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、どういう決裁上の権限を持っているか、お尋ねします。

○人事課長

事務の決裁につきましては、飯塚市事務決裁規程において規定をされておりました、詳細につきましては多岐にわたりますので、説明は割愛をさせていただきます。

○川上委員

請願審査に協力できないということですか。

○総務部長

今、人事課長が申しあげましたように、かなり決裁の区分で分かれておりますので、必要でしたら別表あたりお配りすることも可能ですが。

○川上委員

じゃあ、それ資料要求をしていただきたいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料は提出できますか。

○総務部長

別表、A4の用紙1枚になりますが、用意させていただきます。

○委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

○江口委員

今、別表の話がございましたけれど、例規類集に載ってるので、そのまま持ってきていただいたら、他の規定等も確認できるので、そうしていただければと思います。特段、資料要求しなければ出されない資料でもございませんし、当然のことながら例規の中に載ってる分ですので、そうしていただきましたらと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:15

再 開 10:16

委員会を再開いたします。川上委員、例規集にあるということで、それを見ていただくということでもよろしいですか。

○川上委員

じゃあ、その例規集を見て判断しましょう。膨大なものを、こことこことこことここという抜粋して執行部が説明できるかどうかかわからないので、すでにA4、1枚のものが用意されているのであれば、そちらのほうが審査の都合上有効かもしれないので、例規集まず見てみましようか。

○委員長

じゃあ、準備ができるまですすめましょうか。休憩する。じゃあ、暫時休憩いたします。

休 憩 10:16

再 開 10:35

委員会を再開いたします。改めておはかりいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。用意ができておりますので配付をお願いいたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

資料の提出ありがとうございます。例規類集も手元に届けられております。そこで、先ほど言った質問なんですけれども、主な点について説明を求めます。

○総務部長

今お配りしております財務共通決裁その他の分で、お答えをさせていただきます。市長、副市長の決裁区分につきましては、まず一番上、財産の処分につきましては、副市長は1000万円未満で、5万円以上ということになります。市長についてはそれを超える分の決裁ということになります。また備品の購入につきましては、市長が2000万円以上、副市長は2000万円以下、1000万円未満につきましては、総務部長決裁になります。あとは、下から4行目くらいになりますでしょうか。工事入札関係の決裁につきましては、市長が7000万円以上、副市長が4000万円以上7000万未満という形になります。主なもののみ3点ほど説明させていただきました。

○川上委員

上下水道事業管理者及び教育長については答弁できますか。

○上下水道局次長

この中にございませんが、例規類集の第3巻でございますが、第4条関係で別表の第1、第2で管理者決裁等次長の専決事項等がございます。工事の請負については、管理者が4000万円以上4000万円未満については次長ということになっております。以上でございます。

○教育部長

先ほど総務部長の方から答弁がございました市長、副市長の専決事項でございますけれども、これは飯塚市事務決裁規程の第5条に規定ございますけれども、教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務のうち、市長決裁事項及び副市長専決事項については、教育長も合議を要するものとするというふうになっております。また、教育関係の規定で飯塚市教育長に対する事務委任規則というものがございます。ここに、列記がしてございます委任事務、2条に規定をしております教育委員が議決により決定しなければならない事項以外のことが教育長のほうに委任をされておりますけれども、それではどういうものが委任されていないかということ具体的に申し上げますと、これは一例でございますが、地方自治法96条の規定に基づきまして、議会の議決を要するものにつきましては、まずは教育長への委任はございませんので、財産の処分あるいは取得等重要案件については、教育委員会のほうで全て担任をするようになっております。

○川上委員

一般会計予算規模、それから上下水道事業会計関係の規模を考えると、個々のことについてのそれぞれの市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長の決裁権限が大きいということよくわかるんだけど、それぞれの予算規模、決算見ても、この市長、特別職三役が絶大な権限を持っていることは明らかですね。教育長についても、この間のこと考えれば、小中一貫校建設に伴う予算が穎田出発で考えてみれば二百何十億円という状況でしょ。新庁舎をはるかに上回る何倍も上回る権限があるわけですよ。そこで、最近の特徴見ると、例えばこれは平成26年度飯塚市決算にかかわる主要な施策の成果説明書というのがあるんですけど、平成26年度、25年度の一般会計歳出の性質別の決算の比較を見ると、普通建設事業費が大幅に伸びてるんですね。その伸びた分というのは何が伸びてるかということ、補助と単独というに分けてみれば単独事業費です。補助によらない。まるまる飯塚市及び議会の権限に属する事業が急増しているわけです。この辺の特徴も考えたときには、私は市長はもちろんですけども、特別職三役のみずから進んでその高潔性を明らかにするという一助として、不可欠のものとして、この資産報告制度の復活は必要だと思います。今調整をしているということなんですけれども、どういう趣旨でその調整をしているのか。私が今心配してるようなね、政治倫理条例の2条にかかわる前向きのもので市が考えているのか、何となくというようなものでやろうとしてるのかね、これ心配してるわけです、実は。その辺はどういう位置付けでどういう議論をしながら調整をやっているのかお尋ねしたい。通常業務の中でというようなレベルでやって、これからもやっていったいいのかね。それお尋ねしたいと思いますけど。

○総務部長

不可欠かどうかという論議は別にいたしまして、先ほどもご答弁差し上げましたように、市長の資産の公開を規定しました折に、三役についても公開のほうに向けて調整をするというふうに申し上げておりますので、そういった方向で今調整を進めておるところでございます。時間を要しておりますことはちょっとお詫びを申し上げたいと思いますが、調整中でございます。

○川上委員

時間かかっていることをお詫びするということなんだけど、私はきちんとね、このことを議論している記録が残るような場で話し合いをしていかないと、どこで話し合ったんですか、いつのことですか、通常業務の中でというのではね、こういう大事なことが議論できないんじゃないかと。市民に対して、いつ、どこで、こういうメンバーで、こういう議論しましたと言うことが、説明会の折にきちんとできるようにする必要があるんじゃないかと思います。それで、いつ、を目途に議会に上程するつもりなのか、見通しはどう考えてるのかお尋ねします。

○総務部長

時期等も含めまして、今検討してるところでございます。

○川上委員

そういう状況であれば、議会が請願を採択すればね、皆さんの仕事しやすくなると思うので、私は、きょうぜひこの1項目についてまず採択するべきではないかというふうに考えます。それから、委員長、続けていいですか。

○委員長

どうぞ。

○川上委員

請願の第2項は先ほども指摘したとおりなんです。復活によってこの現在の改正後の条例の根幹部分を実現したいという趣旨なんです。それで、このことは考えてみるんですけども、政倫条例の第4条は政治倫理基準ですね。7項目あります。これは7項目とも、例えば1はおそれのある行為をしないこととかね、2番目は授受しないこと、3番目は取り計らいをしないこと、4番目は働きかけないこと、5番目は紹介をしないこと、6番目は推薦または紹介をしないこと、7番目は寄附を受けてはならない、寄付を受けないこととなっているわけですね。制限ないし禁止的なことになっています。実はこの政治倫理基準のこの制限ないし禁止という側面と、この2条の市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならないというところとはかみ合わないところがあるわけです。政治倫理基準は、制限ないし禁止、第2条の市長等及び議員の責務はみずから進んでと書いてある。高潔性を明らかにしなければならない。かみ合わないところがあるでしょ。つまり、第2条からこの第4条は出発してないんです。第2条は、行き着くところが今まではあったんですけど、第2条が行き着くところを消されてしまってるわけですよ。第2条からは、資産報告制度が行き着く先の1つだったと。かなり重要な、不可欠のものだったんですよ。だから、現在この2条があってもこれを受けるものがない。制度が。したがって、このことは市長等及び議員が市民に対してみずから進んで高潔性を明らかにする制度を議員がみずから放棄したという側面も実はあるわけですよ。縛られてる側が外してどうするのかという問題もあるんですけど。今回、市民の皆さんから請求があって、政治倫理審査会が行われました。それについては、政治倫理基準にもとるとまではいえないというお話を傍聴で聞きました。既に市長に対しては、審査会の会長から答申が出ているようですけども、この中で審査になったのは、審査請求のポイントがそうであったというのものもあるんですけども、資産報告がどうであったかというのが、問題になったんです。私は、この程度の審査で終わってよいかいうふうにも思うんですけども、議員がこの資産報告に基づいて自ら望んで、希望して審査会に出向き、あるいは審査委員会に弁明をするというようなこともすべきだったと思うし、その際においては、記入が正しいかどうか、漏れがあるかないかというような手続論的なところも大事なことからあると思うんですけど、そもそもその所得、金品の受け取りは適正だったかということについて、政治倫理基準で審査もされるべきであったと思うんですけど、それはされませんでした。ともあれ、市民に監視をしてもらう立場の者が資産公開制度は廃止するということは全く逆転してると思うんですけど、この2条との関係から言っても、この資産公開制度、空白期間をもうこれ以上つくるわけにはいかないと私思うんですよ。それで、議会運営委員会の運営の方法については、議員どうして意見交換しないというふうにごこの間なってると思うんですけど、こういう議会の有りよう、議員の有りようにかかわる問題について、議員どうしが公式の場で議論しないようなことでよいのかというふうに思います。それで、私の今の問いかけに委員長ないし委員の皆さんから、自分はこう思うよということがあれば、ぜひ意見を聞かせてもらいたいし、逆に問い返してもらっても構いません。そういうことをしてでも、この2項についての審査を深め、私は採択して、だれも困る者はいないと、市民と議会の信頼関係は深まるばかりというふうに思いますので、意見ないし反問もして討論したらどうかというふうに思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:53

再開 10:55

委員会を再開いたします。今川上委員のご意見ですけれども、委員会では委員間討議というのを行っておりませんので、この委員会での委員どうしのやりとりというのはいたしません。

○川上委員

議会と議員に関する請願が今後出た場合は、今の飯塚市議会の運営の方だと、実質、内部的な議論、議員間の審議は今後もずっとしないということになってね、私は、議会の有りようとしては不都合があると思いますので指摘をしておきたいと思います。それで、2についてはぜひ、縛られるものがみずから廃止するというのはいただけないって話もしました。と同時に、みずから進んでその高潔性を明らかにするのにどうしても不可欠なものであったし、それが今空白状態というのはありえないということで、この請願は採択しなければならないと思うんですけれども、3項目めになりますけれども、実は3項目めについては万が一というようなことが書いてあるんですけども、私は不採択したというのは考えられないんだけど、採択した上で、市議会はこの請願にあるように説明会をきちんとする必要があると思います。事前に議会として市民の意見を聞くこともなく、終わっても説明もしないということでは議会制民主主義というのは成り立ちにくいんじゃないかと思うんですね。そこで、今度の請願については、3項目になっています。1項目については議会が市長に提言することとなっているんだけど、提言を受ける側に聞いたら、提言していただいて何の支障もないというわけですね。事の性質上、急がなければならないという指摘を私もしました。ですから、提言を受ける側が支障がないと言っているわけですから、議会で採択して何ら問題がないと思うんですけど、このように、1と2と3については分けて賛否を取ってはどうかというふうに思いますので、賛否の取り方について委員長に取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長

今の川上委員の質問に対して事務局のほうから、要するに、それぞれに分けて取るということがどうなのかというのを。

○議会事務局次長

ただいま川上委員が言われました請願の趣旨3項目をそれぞれ別個に採決を行ってはどうかというご提案でございますが、会議規則上に関しましては、会議規則の137条に請願の審査結果を以下のようにするというので、採択とすべきもの、一部採択とすべきもの、不採択とすべきものといった形で、会議規則上は一部採択という選択肢は残されております。しかしながら、本市の議会運営におきましては、過去、合併以後、これまで請願の採決におきましては、一部採択というような取り扱いは行っておりません。請願につきましては、請願を一つの、一体のものとして採決を行なうような運営をしております。

○委員長

委員長といたしましても、今事務局説明のとおり一つのものとしての採決をしたいと、このように思います。

○川上委員

委員長の見解は今お聞きしたんですけれども、飯塚市に例がないというだけで、法律の筋は通るわけだから、そのようなことで例がないからやらないという判断ではなくて、法律の筋が通るのかという角度から考えたらどうかなというように思うんですね。請願というのはできるだけ議会は採択するというのが前提だと思うんですよ。紹介もする。日本国憲法第16条から出発してる請願権ですからね。取るという立場で採択するという立場でものを考えていく。紹介するという立場でものを考えていくのが基本だと思うんですよ。ですから、前例がないからというわけにいかないんじゃないかというふうに思いますけど、どうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:02

委員会を再開いたします。

川上委員、ただいまの発言は本請願を請願項目ごとに分けて採決してほしいという趣旨でよ

ろしいでしょうか。

○川上委員

はい。

○委員長

それでは、川上委員の本請願を請願項目ごとに分けて採決されたいという発言を動議として取り扱い、これについて採決を行いたいと思います。

おはかりします。本請願について、請願項目ごとに分けて採決を行うことについて、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本請願を請願項目ごとに分けて採決を行うことは否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私はこの請願第7号は全会一致で採択すべきだと思うんです。

議会と議員、行政の幹部のこともありますけれども、まず第1は、この請願者の心情というのは、今圧倒的多数の市民の思いを代表したものだろうと思います。請願の理由のところにもその心情はあふれてると思います。議員はこの心情がみなわかるはずなんです。

2つ目は、飯塚市が、執行部が少なくとも1については復活を提言していただいて、何の支障もないというふうには言っているわけですから、私は分割してそれぞれことの賛否を問うようにしてはどうかという提案しましたけども、それは否決されました。一体となった以上、この1、2、3、一体で1番を含めて採択されて当たり前だと思います。特に執行部の心情としてはこういう空白が飯塚市議会、市議会議員の行為によって、市の執行部の側にも生じてしまって、大変迷惑してると思うんですね。その心情も私はわからないでもないので、議会としては採択すべきだと思うんですね。

それから3番目は、少なくとも3月議会では、議会の多数の議員の考えがよくわかりませんでした。こういう大事な問題について事前に説明もしない。事後にも説明もしない。してもいいよって人もいたけど、してない。全体としてはね。こういう中で、説明会も開かない、説明をしないという状況の中で市民との信頼関係、失墜した市民の信頼をどう回復するかについて真剣に考えなければならないんじゃないかと。私はきょうのこの請願7号の採択が、市民の信頼回復への小さな一歩になるだろうと思います。以上、3つの理由を示して賛成討論とします。

○委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の活用について」、タブレット端末の仕様について、議会事務局に説明を求めます。

○議会事務局次長

「議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の仕様」に関する検討事項といたしましては、「会議に使用するアプリケーションの種類」及び、「データ通信の方法」についてご協議をいただきたいと考えております。お手元に配付しております「議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の仕様（案）について」の資料をご覧いただきたいと思っております。

はじめに、会議に使用するアプリケーションにつきましては、資料の閲覧に最適化され、操作方法についてもわかりやすいことが重要と考えております。アプリケーションは専用のものや無料で使用できるもの等、様々ありますが、会議に必要な資料閲覧、共有等の機能に優れており、誰でも直感的に操作できるよう専用のアプリケーションを選択すべきと考えておりまして、事務局といたしましては、なかでも導入検討中の自治体・議会を含めて約100団体とい

う高いシェアを持つ東京インタープレイ株式会社のSideBooks（サイドブックス）が最適ではないかと考えておるところです。

次に、「データ通信の方法」につきましては、「セルラーモデル」または「Wi-Fi（ワイファイ）モデル」のどちらかを選択することになりますが、Wi-Fiモデルではインターネットを利用できるエリアが限られてしまいますので、事務局としましてはセルラーモデルを候補として考えております。先ほどご説明いたしましたSideBooksについても、インターネットを介して資料をダウンロードできますし、議会活動、議員活動に活用いただくことも踏まえましても、インターネットに常時接続できる環境が必要ではないかと考えておるところです。

あわせて、費用の試算についても説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。契約するタブレット端末の機種によって金額が変わってまいりますので、条件を設定したうえで試算をしております。

まず、会議に使用するアプリケーションをSideBooksとし、データ通信の方法はセルラーモデルといたします。台数につきましては議員分28台、動作確認用の予備機として2台、合計30台とし、代金は2年間の分割払いとして考えております。その他、セキュリティ対策や補償等にかかる費用も含めての試算としておりますのでご覧いただきたいと思います。

一覧表として3機種、iPad Pro（アイパッドプロ）、XPERIA Z4（エクスペリア ゼットフォー）、iPad Air 2（アイパッドエアツー）について、それぞれ4年間にかかる費用の額を記載しております。端末の種類による特徴等につきましては、別途開催予定のデモンストレーションの際に、実物を触っていただきながら説明をさせていただきたいと考えておりますので、本日については省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

提出資料で、何行目ですか、7行目で、「なかでも導入検討中の自治体・議会も含めて約100団体という高いシェアを誇り」と書いていますけれども、この100団体というのはシェアとしては高いわけですか。

○議会事務局次長

前回の資料でお渡しいたしましたけれども、この会議資料のペーパーレス化に現時点に取り組んでおられる自治体がおよそ市でいうと、50市くらいございます。それから、ここでいう100団体というのは、今後予定している団体が別に50市ほどございます。現況の中で、およそ自治体議会を含めて100団体というようなことで使われる予定になっておりますので、シェアとしてはおよそ議会のペーパーレス化ということに関していえば、高いシェアを持っておるものと考えております。

○川上委員

ちょっとわかりにくかったですけど、何%、あるいは何割ぐらいになるんですか。母数がわからないからね。全自治体では1700でしょ。

○議会事務局次長

全自治体としては導入をしておりませんので、全自治体を母数としてはちょっとあらわしにくいのでございますけれども、何割というのが現状でちょっと今確認が取れませんので、

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

今100団体という高いシェアを誇りということと記載しておりますことが、ちょっと言い過ぎではないかというようなご指摘もいただいておりますので、およそ自治体合計で100団体のシェアを誇っておるということとご認識をいただきたいと思います。なお、実施予定の自治体あるいは導入後の自治体に対して調査はもう今進めておりますので、具体的に使うアプリケーションあたりについては、後日正式に皆様のほうに資料としてお配りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件については、後日、タブレット端末のデモンストレーションを実施したのち、次回の委員会で仕様について決定したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に、「議会インターネット中継にかかる要綱等の整備について」、前回の本委員会において、事務局から要綱及び要領案を提示し、9月定例会において決定いたしたいとしておりました。もし現段階で質疑またはご意見等がありましたらお受けします。質疑またはご意見等はありませんでしょうか。

(質疑なし)

本件については、9月定例会において決定いたしたいと考えておりますので、引き続き各会派でのご協議をよろしくお願ひします。

本日本日予定の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。